

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 4 号

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和53年小牧市
条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。